

平成28年労第447号

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在のC店内に同社が出店している店舗（以下「事業場」という。）における調理員として就労していた。
- 2 請求人によれば、平成〇年〇月〇日、事業場内において荷物につまずいて転倒し、負傷した（以下「本件災害」という。）という。請求人は、同月〇日、D病院に受診し「右前腕打撲傷、右上腕打撲傷、右大腿打撲傷、右足関節打撲傷、右下腿打撲傷、腰椎捻挫」と診断され、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）した。
- 3 請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）に該当しないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人に残存する障害が障害等級に該当する障害であると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、右足首に痛みが残っているにもかかわらず、後遺障害が認められないとして行った監督署長の不支給決定処分は誤りである旨主張するところ、請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の主張、医学的意見から判断して、右足関節の機能障害、腰部及び右足関節の神経障害と認められる。

#### (2) 請求人の右足関節の機能障害について

平成〇年〇月〇日付けE医師作成の診断書記載の測定結果によると、右足関節の可動域範囲は45°、健側である左足関節の可動域範囲は70°であり、右足関節の可動域は左足関節の4分の3以下に制限されているが、同年〇月〇日に審査官が測定した結果においては、右足関節の可動域範囲は60°であるのに対し、左足関節の可動域範囲は70°であり、右足関節の可動域は左足関節の4分の3以下に制限されていない。この点、F医師は、X線写真上骨折を思わせる所見なく運動障害はない旨意見していること、また、請求人の本件災害は、足元の荷につまずいて転倒した際の打撲であって、その直後の診断においては、X線写真上明らかな骨傷が認められず、投薬が行われたにすぎず、その後の診療も専ら日常生活指導と機能回復訓練指導が行われていたものであり、このような負傷態様、負傷程度及び療養経過に照らすと、被災後〇年〇か月間にわたり療養を継続した治癒時点において、なおも打撲の影響が残っているとは考え難いことを踏まえると、請求人の右足関節に障害等級に該当する程度の機能障害が残存していると判断することはできない。

#### (3) 請求人の腰部及び右足関節の神経障害について

F 医師は、X線写真上骨折の所見がなく、運動障害、下肢神経症状がないため、障害等級には該当しない旨述べており、当審査会としても本件災害の状況等を踏まえると、本件災害を原因とする神経障害が残存していると認めることはできない。

(4) したがって、当審査会としても、請求人に残存する障害は、障害等級には該当しないものと判断する。

### 3 結 論

以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のおり裁決する。